組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第七条第一項第二号及び第二十五条第二項の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の八の二十一の表第十二条第二項第一号の項及び第十一条の八の二十七第一項の表第十二条第二項第一号の項中「附則第六条の二の十三、附則第六条の三の四」を「附則第六条の二の十四、附則第六条の三の五」に改める。

附則第六条の二の十一の見出し中「障害状態にある者等」を「者」に改め、同条中「から第六条の三の四まで」を「、第六条の三の四及び第六条の三の五」に改める。

附則第六条の二の十三の見出し中「障害状態にある者等」を「者」に改め、同条中「法附則第十二条の六の二第一項の請求をした日」及び「当該請求をした日」を「請求日」に改め、同条を附則第六条の二の十四とする。

附則第六条の二の十二第一項中「同条第一項の請求をした日」の下に「（以下この条及び次条において「請求日」という。）」を加え、「当該請求をした日」を「請求日」に、「次項」を「第四項」に改め、同条第二項中「法附則第十二条の六の二第一項の請求をした日」を「請求日」に、「として法第七十七条第二項」を「として同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては、法附則第十二条の六の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算した金額とする。

一　請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額

二　請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額

イ　請求日の属する月から法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合には一、請求日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零）

ロ　千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率

3　昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合であつて六十五歳に達した日の属する月後の法附則第十二条の六の二第四項に規定する政令で定める金額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額とする。

附則第六条の二の十二に次の一項を加える。

5　組合員である退職共済年金の受給権者が請求日に退職した場合における第一項、第二項及び前項の規定の適用については、第一項中「）の属する」とあるのは「）の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日の」と、第二項及び前項中「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。

附則第六条の二の十二を附則第六条の二の十三とし、附則第六条の二の十一の次に次の一条を加える。

（昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者の特例による退職共済年金に係る繰上げ調整額の支給停止の特例）

第六条の二の十一　法附則第十二条の四の四の規定は、障害状態（法附則第十二条の四の二第一項に規定する障害状態をいう。以下この条において同じ。）にあることにより法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金に限る。）を受けることができる場合における繰上げ調整額の支給について準用する。この場合において、法附則第十二条の四の四中「附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項に規定する障害状態にあることにより附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）が加算された」と、「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは「国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金に限る。）」と、「附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「繰上げ調整額のうち基礎年金相当部分の額（当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額から、同号に規定する金額に附則第十二条の六の二第一項の請求をした日（以下この条において「請求日」という。）の属する月から附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（請求日の属する月と同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た額を減じた額をいう。）」と読み替えるものとする。

附則第六条の三の四を附則第六条の三の五とし、附則第六条の三の三を附則第六条の三の四とし、附則第六条の三の二の次に次の一条を加える。

（その者の事情によらないで退職した者の特例による退職共済年金に係る支給停止の特例）

第六条の三の三　国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における法附則第十二条の七の四第二項（法附則第十二条の八第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、法附則第十二条の七の四第二項中「国民年金法による老齢基礎年金」とあるのは、「国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。）」とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（施行日前の組合員期間を有する者に係る組合員又は厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給停止の特例）

第十六条の二　施行日前の組合員期間を有する者に支給する退職共済年金（共済法附則第十二条の六の二第三項の規定によるものに限る。）について昭和六十年改正法附則第二十一条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「退職共済年金」とあるのは、「退職共済年金（共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達していないものに限る。）を除く。）」とする。

第十七条第三項中「前条第五項」を「第十六条第五項」に改める。

第六十六条の四第三項中「第九十三条の五第二項から第四項まで及び」を「第九十三条の五第二項及び第三項並びに」に改める。